

## 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び 「独立行政法人の評価に関する指針」の改定について

### 1 概要

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成 26 年9月2日総務大臣決定。以下「目標策定指針」という。)及び「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年9月2日総務大臣決定。以下「評価指針」という。)の改定について、総務大臣からの諮問を受け、独立行政法人評価制度委員会で審議を行うもの

### 2 改定内容

#### 国立健康危機管理研究機構の創設に伴う改定

令和7年4月に特殊法人として創設される国立健康危機管理研究機構については、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 28 条の2の規定が準用され、総務大臣が、同機構の目標策定・評価に関する指針を定めることとされていることから、同機構の目標策定・評価に当たっては、目標策定指針及び評価指針を適用できるよう、両指針を改定する。

(参照条文) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄)

(評価等の指針の策定)

第二十八条の二 総務大臣は、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標の策定並びに第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価に関する指針を定め、これを主務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議が次条の規定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の内容を適切に反映するとともに、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

3 略

(参考) 国立健康危機管理研究機構法(令和5年法律第46号)(抄)

(中期目標)

第二十七条 厚生労働大臣は、六年間において機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるための体制整備に関する事項
- 二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3~7 略

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十条 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、厚生労働大臣の評価を受けなければならない。

一~三 略

2 機構は、前項の規定による評価のほか、中期目標の期間の初日以後最初に任命される理事長の任期が第十二条第一項ただし書の規定により定められた場合又は附則第二条第三項の規定によりその成立の時に任命されたものとされる理事長の任期が同条第四項の規定により定められた場合には、それらの理事長(以下この項において「最初の理事長」という。)の任期(補欠の理事長の任期を含む。)の末日を含む事業年度の終了後、当該最初の理事長の

任命の日を含む事業年度から当該末日を含む事業年度の事業年度末までの期間における業務の実績について、厚生労働大臣の評価を受けなければならない。

3～9 略

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第四十三条 独立行政法人通則法…略…第二十八条の二…略…の規定は機構の中期目標及び評価について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、「主務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十八条の二第一項	第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標の策定並びに第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項	機構法第二十七条第一項に規定する中期目標(以下「中期目標」という。)の策定(同条第二項第一号に掲げる事項に係る策定を除く。)並びに機構法第三十条第一項及び第二項